

マイナンバーカードによる保険証利用について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます。

令和6年12月2日に健康保険証が廃止され、新規発行が終了となっていることから、マイナンバーカードによる保険の確認を推奨しております。

[利用方法]

外来受付カウンターに備え付けの顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざしてください。

[各種医療証について]

各種医療証（公費負担医療証・特定疾患医療受給者証等）はマイナンバーカードによる確認を行うことができませんので、すべてご持参ください。

[診療情報等の提供への同意について]

診療情報等の提供に同意いただくと、診察や入院等に際して医師が患者さんの過去のお薬情報や診療情報、特定健診情報を閲覧して活用することができますので、医療の質の向上につながります。

詳しくは、「患者さんの同意により医師が閲覧できる情報（[PDF](#)）」をご覧ください。

[マイナンバーカードの健康保険証利用に関するメリット]



どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！
さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

[参考：厚生労働省等のウェブサイト]

マイナンバーカードの健康保険証利用についての詳細は、以下の厚生労働省等のウェブサイトをご覧ください。

・ [マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」](#)

(※外部サイトへ遷移します)

・ [厚生労働省「マイナンバーカードの保険証利用について」](#)

(※外部サイトへ遷移します)

令和 7 年 5 月
医療法人社団高裕会
深川立川病院